

枚方市総合文化芸術センター条例の一部を改正する条例

枚方市総合文化芸術センター条例（平成30年枚方市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表1の表(1)表大ホールの部全席及び舞台の款平日の項中「45,000円」を「45,300円」に、「77,200円」を「77,600円」に、「92,300円」を「92,700円」に、「204,000円」を「215,600円」に改め、同款休日等の項中「56,200」を「56,600」に、「96,500」を「97,000」に、「115,300」を「115,800」に、「255,000」を「269,400」に改め、同部1階席及び舞台の款平日の項中「32,300」を「32,400」に、「55,400」を「55,600」に、「66,200」を「66,500」に、「146,400」を「154,500」に改め、同款休日等の項中「40,300」を「40,500」に、「69,200」を「69,500」に、「82,700」を「83,100」に、「183,000」を「193,100」に改め、同部舞台のみの款平日の項中「26,000」を「26,100」に、「44,700」を「44,800」に、「53,400」を「53,600」に、「118,000」を「124,500」に改め、同款休日等の項中「32,500」を「32,600」に、「55,800」を「56,000」に、「66,700」を「67,000」に、「147,500」を「155,600」に改め、同表小ホールの部全席及び舞台の款平日の項中「13,100」を「13,400」に、「22,500」を「23,000」に、「26,800」を「27,500」に、「59,400」を「63,900」に改め、同款休日等の項中「16,300」を「16,700」に、「28,100」を「28,700」に、「33,500」を「34,300」に、「74,200」を「79,700」に改め、同部舞台のみの款平日の項中「10,300」を「10,500」に、「17,700」を「18,100」に、「21,100」を「21,600」に、「46,800」を「50,200」に、「1,900」を「2,000」に改め、同款休日等の項中「12,800」を「13,100」に、「22,100」を「22,600」に、「26,300」を「27,000」に、「58,500」を「62,700」に、「2,400」を「2,500」に改める。

附 則 [令和7年12月10日公布]

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和9年9月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に施設の使用の許可を受けた場合の使用料については、なお従前の例による。